

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県人事委員会委員長 柳 瀬 治 夫

香川県人事委員会規則第5号

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成14年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 1～14 略 <u>15</u> <u>一般社団法人香川県農業会議</u> <u>16～29</u> 略 30 略 <u>31</u> <u>公益財団法人松平公益会</u>	別表第1（第2条関係） 1～14 略 <u>15～28</u> 略 <u>29</u> <u>一般社団法人地方税電子化協議会</u> 30 略
別表第2（第2条関係） 1～3 略 <u>4</u> <u>香川県土地改良事業団体連合会</u> <u>5</u> 略 <u>6</u> <u>香川県農業信用基金協会</u> <u>7</u> 略 <u>8</u> <u>国立大学法人香川大学</u> <u>9～16</u> 略 <u>17</u> <u>地方税共同機構</u> <u>18・19</u> 略 <u>20</u> <u>丸亀市飯綾商工会</u> <u>21</u> <u>丸亀商工会議所</u>	別表第2（第2条関係） 1～3 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6～13</u> 略 <u>14・15</u> 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。